

広報 みつえ

Public Relations
MITSUE

令和7年4月1日発行

4

No.436



— 旅立ち —



CONTENTS

- P2 村長政施策方針
- P3~5 令和7年度予算
- P6 第四次御杖村長期総合計画
- P7 御杖村議会議員選挙について
- P8~9 村税について
- P10~15 お知らせ

- P16~21 保健福祉センター情報 他
- P22~24 パートナーシップだより 他
- P25 図書館だより
- P26 駐在所だより
- P27 姫石の湯だより
- P28 みつえニュース

令和7年度 村長施政方針 要約

この掲載文は、原文を3分の1程度に要約したものです。文脈の雑然にはご理解をお願いいたします。

新年度の始まりにあたり、所信と主要施策の概要を申し述べ、村民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

● 国内外の情勢と編成方針

アメリカの政策動向、欧米における高い金利水準の継続、中国における不動産市場の停滞継続に伴う影響、中東地域をめぐる情勢など予断を許さない状況が続いております。今や世界経済は、私たちの生活に密接に関連しており、エネルギー問題や物価高騰など国民の生活や経済活動への影響を長期化させています。

このような中、すべての村民が快適に暮らせるよう、「安心・快適な村づくり」に挑戦していくこととし、これまでのむらづくりを継承しつつ、第四次御杖村長期総合計画（後期基本計画）に基づきながらも、社会情勢の変化や村民のニーズに寄り添った施策を講じてまいります。

● 令和7年度における施策の展開

次頁にも記載のとおり、一般会計予算は、26億9,100万円で昨年度当初予算から1億1,800万円（4.6%）の増額となりました。以下、新年度予算の概要につきまして、第四次御杖村長期総合計画（後期基本計画）の基本目標に沿ってご説明申し上げます。

創造の杖（農業・林業・商工観光）

農業では、農家の経営基盤強化に向け効率化・省力化を図るためのスマート農業導入支援に引き続き取り組み、林業では、引き続き施業放置林の適正な管理や担い手対策などを進めるとともに、新たに集落等における環境保全型の森林整備や森林事業を円滑に遂行することを目的とした基礎資料の作成を推進します。

みつえ温泉「姫石の湯」、三季館などの観光施設の設備改修を行い、観光やレジャーで訪れる方々の満足度を高めることに取り組んでまいります。さらに、春から夏に多大な需要への対応と、更なる集客を目指し、令和9年度にかけてみつえ青少年旅行村のリニューアルを進めてまいります。

観光交流促進関連のイベント事業は、引き続き本村の魅力のPRを行い、関係交流人口の拡大に努めてまいります。

育成の杖（子育て・教育・歴史文化・健康・福祉）

子育て支援については、医療費助成・保育料や給食費の無償化・予防接種費用の助成・小中学生の修学旅行費用の支給等を継続しつつ、入学時における制服購入助成や一時預かり事業における児童の安全確保を図り、子育て支援の更なる充実に取り組みます。

本村の貴重な歴史・文化遺産を後世へ継承するため、国の史跡指定を受けました伊勢本街道の保存活用計画の策定に取り組みます。

幸せで快適に暮らすことができるよう引き続き検診や予防接種の事業に取り組み村民の健康の維持・増進に努めてまいります。本村の高齢者支援の拠点となりますケアハウス施設は、設備改修を引き続き行い、多くの利用者が、快適に施設を利用できる施設整備に取り組みます。

環境の杖（生活基盤・環境・移住定住・生活安全・行財政）

安心・安全で快適な道路環境維持のため、道路の舗装補修・法面对策、橋梁の長寿命化補修事業、配水管路布設替えは、年次計画的に行ってまいります。

世界的に脱炭素化が加速するなか、本村においても地球温暖化対策実行計画の策定により、この計画に基づく脱炭素化に向けた取組として、庁舎の省エネ化、再生可能エネルギーの可能性調査、省エネ生活への推進を進めてまいります。

地域公共交通については、一人ひとりの移動ニーズに対応した利便性の高い移動支援の充実を図るため、事前予約によるデマンド交通を中心とした交通体系への再構築を進めます。

地域防犯の推進として、各大字の主要道路への防犯カメラ設置を令和6年度に引き続き行い、関係機関と連携し、安心・安全なむらづくりを進めます。

旧小学校については、民間事業者のノウハウを活かした利活用を目指し、公募型プロポーザル方式による利活用事業者の募集を行います。

● 結びに

以上、令和7年度に向けた施政方針と予算の概要について申し上げます。村民の皆さまのご理解とご協力を頂き、「安心・快適な村づくり」を進めてまいります。

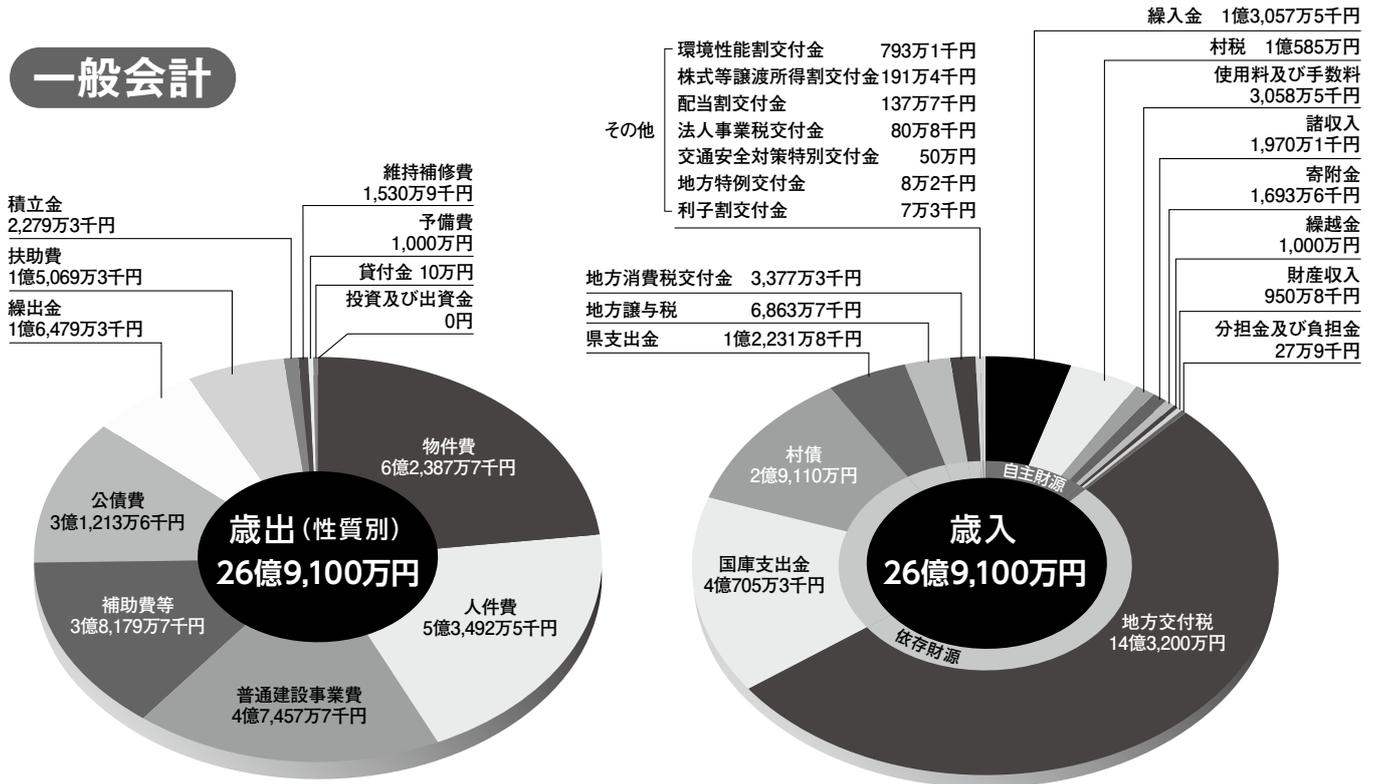
令和7年度 一般会計予算

一般会計予算は26億9,100万円で、前年度当初予算に比べて1億1,800万円、4.6%の増額となっています。

特別会計及び企業会計を合わせた村全体の予算総額は約35億8,882万4千円となりました。

一般会計	26億9,100万円	(対前年度比4.6%増)
特別会計	7億5,766万9千円	(対前年度比6.6%減)
企業会計	1億4,015万5千円	(対前年度比2.8%減)
全会計	35億8,882万4千円	(対前年度比1.7%増)

一般会計



一般会計 村民1人当たりの予算
(令和7年3月1日現在人口 1,338人)

2,011,210円



目的別から見たお金の使い方

※()内は村民1人当たりの金額。(令和7年3月1日現在の総人口1,338人で算出)

公債費 村債やその利子の返還のために 3億1,213万6千円 (233,285円)	民生費 福祉・医療のために 4億8,830万8千円 (364,953円)	総務費 行政運営のために 7億3,032万9千円 (545,836円)	農林水産業費 農林業の振興のために 1億3,198万7千円 (98,644円)
土木費 道路や村営住宅のために 3億3,446万3千円 (249,972円)	教育費 学校や生涯学習のために 1億7,335万4千円 (129,562円)	衛生費 ごみ処理や病気予防のために 1億4,322万2千円 (107,041円)	消防費 消防や防災対策のために 1億574万9千円 (79,035円)
商工費 商工業・観光振興のために 2億2,393万9千円 (167,368円)	議会費 議会運営のために 3,731万3千円 (27,887円)	労働費 雇用を促進するために 20万円 (149円)	予備費 緊急時に備えるために 1,000万円 (7,473円)

会計別予算

(単位: 千円・%)

会計名		令和7年度	令和6年度	前年度比	
一般会計		2,691,000	2,573,000	118,000	4.6
特別会計	国民健康保険	349,762	392,254	△ 42,492	△ 10.8
	(事業勘定)	240,562	277,216	△ 36,654	△ 13.2
	(診療施設勘定)	109,200	115,038	△ 5,838	△ 5.1
	介護保険	352,131	366,308	△ 14,177	△ 3.9
	後期高齢者医療	55,776	52,769	3,007	5.7
特別会計小計		757,669	811,331	△ 53,662	△ 6.6
企業会計(簡易水道事業)		140,155	144,262	△ 4,107	△ 2.8
合計		3,588,824	3,528,593	60,231	1.7

※企業会計については、収益的支出と資本的支出の合計額。

創造の杖(農業・林業・商工観光)

(単位: 千円)

●中山間地域等直接支払交付金事業 13, 274

村内27団地で地域が連携して、農地の保全や水路・農道の管理などを行うための支援を行います。

●米の直接支払交付金事業 9, 000

米の価格低迷に苦しむ農家への支援策として、既に廃止された国の制度に代わり、引き続き村単独で米の直接支払交付金事業を行います。

●施業放置林整備事業 26, 321

森林環境譲与税を財源とし、森林の保全や水源のかん養など、森林が発揮すべき環境面の機能増進を図るため、施業放置森林の間伐を行います。

●環境保全型森林整備事業 3, 001

森林環境譲与税を財源とし、森林の保全や水源のかん養など、多面的機能の持続的発揮を図るため、集落等における生活保全林整備及び危険木伐採に要する経費の一部を補助します。

●旧小学校利活用事業 7, 040

民間事業者誘致に向けた懸案事項解消のため、土地及び建物の表題登記等を行います。

●奈良県産官学連携事業 2, 768

大学等の教育・研究機関及び法人・その他の団体と相互に連携して、魅力ある地域づくりや地域課題の解決を推進し、更なる地域振興を図るため、イベント等の事業を行います。

●みつえ青少年旅行村リニューアル事業 124, 992

前回のリニューアルから20年以上が経過し、老朽化した施設を改善するとともに、増加するキャンプ客のニーズに対応することなどを目的として、施設リニューアルを進め、さらなる集客を図ります。

●三季館施設改修工事 9, 203

旧小学校を改修し宿泊施設として利用している三季館について、近年の猛暑に対応するため、客室に空調設備を導入します。

育成の杖(子育て・教育・歴史文化・健康・福祉)

(単位: 千円)

●制服代助成事業 880

子育て支援の充実及び保護者の経済的負担を軽減するため、小中学校の制服等について購入費用の一部を助成します。

●不妊治療費助成事業 1,000

不妊に悩む夫婦等の経済的負担の軽減を図り、積極的な治療に取り組めるよう不妊治療費の一部を助成します。

●人材育成塾運営事業 10,926

国際化社会に対応した教育施策の一つとして、外国語によるコミュニケーション能力の向上を図り、子どもたちの限らない可能性を広げていくために村営の学習塾を運営します。

●放課後児童一時預かり事業 6,717

全ての児童が安全に過ごせる場として、放課後や長期休暇中の一時預かりを実施します。

●伊勢本街道整備事業 7,363

国の史跡指定を受けた伊勢本街道について、文化財として国や県の補助金を受け、保存計画の策定等を行います。

●ケアハウス設備更新 14,338

施設建設から19年以上が経過し、計画的に施設備品の更新を図ります。今年度は、近年、故障等不具合が目立つようになってきた空調設備等の更新を行います。

環境の杖(生活基盤・環境・移住定住・生活安全・行財政)

(単位: 千円)

●菅野地区配水管布設替 50,589

安全で安定的な給水を行うため、老朽化した簡易水道配水管の更新工事を順次行います。

●橋梁長寿命化補修事業 45,000

安全、安心な道路構造物の保全を図るため、計画的に傷んだ橋梁を補修し、長寿命化を図ります。

●防災・安全交付金事業 99,000

国の防災・安全交付金を活用して、村道の拡幅改良や舗装補修、法面の落石対策等の道路環境について改善を行います。

●家庭用不燃ごみ・資源ごみ収集処理 5,918

家庭用不燃ごみの収集に加え、段ボール、ペットボトル、古着等の資源ごみの収集を行います。

●デマンド交通用EV車導入 6,442

地域公共交通の再構築により、ふれあいバスからデマンド交通を主体とした交通体系に移行するため、環境にやさしいEV車(電気自動車)を導入します。

●村内主要道路防犯カメラ設置工事 7,543

犯罪の抑制や早期発見のため、村内主要交差点4箇所に防犯カメラを設置します。

●庁舎LED改修工事 27,500

地球温暖化対策として世界的な脱炭素の取組みが加速しているため、各公共施設の省エネ化改修を順次行います。

●脱炭素推進事業費補助金 2,000

地球温暖化が進む中、脱炭素社会の実現に向け、冷蔵庫、エアコン、LED照明を対象とした省エネ家電の購入助成や電気自動車、プラグインハイブリッド車を対象とした次世代自動車の購入助成を行います。

●旧小学校利活用事業(再掲) 7,040

民間事業者誘致に向けた懸案事項解消のため、土地及び建物の表題登記等を行います。

第四次御杖村長期総合計画（後期基本計画） を策定しました

実効性を伴った計画として強力に施策を推進するため、あらゆる主体との協働により、
新時代の「縁結びのふるさと」づくりを着実に実行していきます。

御杖村では、令和2年3月に「第四次御杖村長期総合計画（前期基本計画）」を策定し、新たなるむらづくりを進めてきましたが、変化する社会の状況を踏まえつつ、人口減少や少子高齢化などの課題へ対応し、複雑化・多様化する村民のニーズに応える効率的・効果的な行政運営を進めていくため、令和7年度から令和11年度を計画期間とする、「第四次御杖村長期総合計画（後期基本計画）」を策定しました。

—第四次御杖村長期総合計画（後期基本計画）のポイント—

実効性を伴った計画として強力に施策を推進するための「みつつの視点」

視点Ⅰ ～新時代への対応～

行政サービスを向上させ、効率的に行政運営を行うための「デジタル技術活用の推進」や、持続可能なむらづくりを実現させるための「SDGs」を計画の横断的な視点として位置づけて政策・施策を推進します。

視点Ⅱ ～参画の深化～

施策の分野それぞれに「わたしたちにできること（村民の取組）」を設け、行政だけでなく、村民や事業所、各種団体など、あらゆる主体がむらづくりに参画する、主体的な協働を重点化します。

視点Ⅲ ～実効性の向上～

施策の分野それぞれの「目指す姿（将来像と方向性）」を明確にし、「重要目標達成指標」と共に、目標の達成状況や各施策の進捗状況を効果検証・評価・改善の仕組みの徹底で実効性を確保します。

「重要目標達成指標」を設定

村の将来像や各施策における目指す姿を達成するため、創造・育成・環境の「みつつの杖」にそれぞれ対応する「重要目標達成指標」を設定しました。

重要目標達成指標	現状 (R6年度)	目標 (R11年度)
▶“創造の杖”で“しごと”の縁を広げる 新規創業者数（事業承継者数を含む）	4人 (R2～R6年度)	5年間で5人
▶“育成の杖”で“ひと”の縁を育む 御杖村へ愛着や誇りを感じている村民の割合	60.4%	100%
▶“環境の杖”で“むら”の縁を深める 移住世帯数	3世帯 (R5年度)	年間4世帯

今月の全戸配布では、「第四次御杖村長期総合計画（後期基本計画）」の概要版冊子をお届けします。

御杖村ホームページでは、計画の全体版、村民の皆さまにご協力いただいた「御杖村むらづくりアンケート」の調査結果報告、令和2年度から令和6年度に取り組んだ各種施策の評価と効果検証を取りまとめた報告書を掲載していますので、ぜひご確認ください。



▲▲▲
計画全体版への
アクセス（御杖村HP）

問 政策推進課 ☎0745-95-2001（内線241）

御杖村議会議員選挙

任期満了による御杖村議会議員選挙が4月15日に告示され、4月20日に投票が行われます。私たち村民の意見を村政に反映させる大切な選挙です。ぜひ貴重な一票を投じてください。

投票日時

令和7年4月20日(日)
午前7時～午後6時



期日前投票

投票日に、仕事の都合や旅行などの理由で、投票所へ行くことができない方は期日前投票ができます。

- 期間 令和7年4月16日(水)～令和7年4月19日(土) ※入場券裏面の宣誓書を記入してご持参ください。なお、入場券が未到着の場合やお忘れの場合も、本人確認できれば投票いただけます。
- 時間 午前8時30分～午後8時
- 場所 御杖村役場 3階会議室

不在者投票

不在者投票指定施設として指定された病院や老人ホームなどに入院・入所されている方は、その施設で不在者投票ができますので、施設の管理者に申し出てください。

また出張等で村外に滞在すると見込まれる方は、村選挙管理委員会で不在者投票証明書の交付を受け、出張先等の市町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。

いずれの方法も手続に時間を要しますので、お早めに申し出をお願いします。

郵便による不在者投票

身体に重度の障害がある方又は介護保険の被保険者証に要介護5と記載のある方で、郵便による不在者投票を認められた方(あらかじめ郵便投票証明書の交付を受けた方)は、郵便により不在者投票ができます。この場合には、選挙期日の4日前(4月16日)が投票用紙等の請求締切日となっていますので、手続はお早めをお願いします。



投票場所

▼第1投票所

御杖村保健センター



▼第2投票所

神末中央集落センター別館(旧神末保育所)



▼第3投票所

神末敷津産地化センター



▼第4投票所

土屋原公民館



◀第5投票所

桃俣多目的研修センター

☎0745-95-2001
(内線213)

村税についてのお知らせ

皆さんに納めていただく村税は、福祉・教育などの各種行政サービスはもちろん、村民の皆さんがいきいきと安心して住み続けることのできる環境を整備するための貴重な財源となります。

御杖村では毎年、5月に軽自動車税、固定資産税、6月に村県民税（個人住民税）そして7月には国民健康保険税が課税されます。

各税の納期は次の通りです。

	賦課期日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
軽自動車税 (種別割)	4月1日		全期										
固定資産税	1月1日		1期		2期					3期		4期	
村県民税 (個人住民税)	1月1日			1期		2期		3期			4期		
国民健康保険税	4月1日				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	

※納期限は、各納期月の月末。ただし12月は25日が納期限です。月末が日曜、祝祭日等に当たるときは、その翌日（土曜日にあたる場合は翌々日）が納期限となります。
※賦課期日とは、その年度分の納税義務を確定する基準日のことです。また、納期を過ぎると督促手数料や延滞金が加算される場合がありますので、納期内納付をお願いします。

軽自動車税(種別割)

軽自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車（農耕作業用等）及び二輪の小型自動車等を所有している方に課税されます。

環境性能割

三輪以上の軽自動車を、新車・中古車を問わず取得した人に課されるもので、税額は、課税標準である取得価格（取得価格50万円を超えるもの）に対し、環境性能に応じた税率（0%～3%）を乗じて算出されます。なお、賦課徴収は当分の間、都道府県が行うこととなっています。

課税されない場合

- 次に該当する場合、軽自動車税が減免されます。（毎年申請が必要です。）
- 各種障害者手帳所持者名義の軽自動車（障害の程度に応じ、1人につき1台）
- 公益のために使用する軽自動車（台数制限無し）
- 生活保護を受けている方が所有または使用する軽自動車……など

固定資産税

御杖村内に固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有されている次の方に課税されます。

【土地・家屋】…土地・家屋登記簿または土地・家屋補充課税台帳に所

有者として登記または登録されている方または法人

【償却資産】…償却資産課税台帳に所有者として登録されている方または法人

税額

税額は資産の価格を基に算定した課税標準額に税率1.4%を乗じて得た額（百円未満切捨て）となります。

課税されない場合

- 次に該当する場合、固定資産税が減免されます。（申請が必要です。）
- 貧困により生活のため公私の扶助を受けている方の所有する固定資産
- 公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するのは除く。）
- 村の全部または一部にわたる災害または天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産
- その年の固定資産の課税標準額が次の金額未満のものについては、固定資産税は課税されません。
- 土地：30万円 ○家屋：20万円
- 償却資産：150万円

村県民税(個人住民税)

御杖村に住居登録のある方で、前年中に一定の給与、営業、農業、不動産譲渡、配当や年金等の所得のあった方に課税されます。

税額

村県民税（個人住民税）には、「均等割」と「所得割」があります。
【均等割】…村民税3千円＋県民税1千5百円＋森林環境税1千円
【所得割】…課税所得金額×（村民税6%＋県民税4%）

課税されない場合

- 次に該当する場合、村県民税（個人住民税）が減免されます。（申請が必要です。）
- 貧困により生活のため公私の扶助を受ける方
- 災害等により個人の所有する資産に損失を受けた方……など
- 「均等割」・「所得割」のどちらにも課税されない方
- 生活保護を受けている方
- 障害者・未成年者・寡婦（夫）で前年中の合計所得金額が135万円以下（給与収入で20万4千円未満）の方
- 扶養親族のいない方で合計所得金額が38万円以下の方
- 扶養親族のいる方で合計所得金額が28万円×（控除対象配偶者＋扶養親族数＋本人）＋26万8千円以下の方
- 「所得割」が課税されない方
- 扶養親族のいない方で合計所得金額が45万円以下の方
- 扶養親族のいる方で合計所得金額が35万円×（控除対象配偶者＋扶養親族数＋本人）＋42万円以下の方

国民健康保険税

国民健康保険の被保険者を有する世帯主（世帯主が被保険者でない場合も含む）に課税されます。

税率は奈良県内統一となっており、今年度は課税限度額が一部改正されます。

税額

世帯内の被保険者ごとに算定した所得割額、均等割額及び平等割額の合計金額で課税されます。

軽減

世帯主（世帯主が被保険者でない場合も含む）及びその世帯の国民健康保険被保険者の合計総所得金額が次の軽減判定基準以下の世帯については、所得の額に応じて均等割と平等割が軽減されます。

● 国民健康保険法の改正により、世帯の加入者数に応じた判定基準加算額が改正されます。

● 未就学児の軽減

子育て世代の経済的負担を図る観点から、未就学児の均等割が5割軽減されます。軽減措置（7割軽減・5割軽減・2割軽減）を受ける世帯の未就学児については、軽減後の均等割が5割軽減されます。

● 産前産後期間の国民健康保険税の免除
子育て世代の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、産前産後期間の国民健康保険税を免除する制度です。

その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産被保険者の出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。

課税されない場合

- 次に該当する場合、国民健康保険税が減免されます。（申請が必要です。）
- 貧困により生活のため公私の扶助を受けている方
- 災害等により生活が著しく困難となった方……など

- ※1 国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行することで国民健康保険の被保険者が一人となる世帯を特定世帯といい、最大5年間医療分と支援分の平等割が半額になります。
- ※2 特定世帯として5年間軽減を受けられた世帯は、軽減割合を2分の1から4分の1に縮小した上で3年間軽減を受けることができます。この世帯を特定継続世帯といいます。

区分	医療分	支援金分	介護分
課税対象者	0歳～74歳の被保険者		40歳～64歳の被保険者
所得割	7.64%	3.27%	3.03%
均等割(1人あたり)	27,600円×人数	11,500円×人数	16,900円×人数
平等割(1世帯あたり)	20,000円	8,400円	-
	※1 特定世帯	4,200円	
	※2 特定継続世帯	6,300円	
課税限度額	650,000円	240,000円	170,000円

軽減判定所得基準表

軽減割合	軽減判定所得基準
7割	43万円+(給与所得者の人数-1)×10万円
5割	43万円+(給与所得者の人数-1)×10万円+(30.5万×加入者数)
2割	43万円+(給与所得者の人数-1)×10万円+(56万×加入者数)

※世帯に一人でも未申告の方がいると軽減を受けることができません。

督促手数料

と

延滞金

納期内に納めた人との負担の公平性を図るため、納期を過ぎると督促手数料や延滞金が加算されます。
督促状や催告書、関係部署からの呼び掛け等によっても納付や相談が無く、また誠意が認められない場合は、法律の規定に基づき財産調査を行い、預貯金や給与、不動産等を差押えし、換価（換金）して滞納金や延滞金に充てさせていただきます。

滞納処分のおおその流れは次のとおりです。



① 期内に納付されない
納期限から20日以内に督促状を発送。
手数料として100円が加算されます。

② 督促状で納付されない
金融機関、勤務先等へ
給与等財産調査を行います。



③ 未納が継続すると
②にて行った財産調査で判明した
財産の差押えを行います。

④ さらに未納が継続すると
取立や公売により換金し、滞納金に充当。

延滞金
完納の日までに応じて計算し加算。
1ヶ月間は年2.4%、それ以降は年8.7%

納付忘れがないように、村税の納付は口座振替が便利です。

村税等は、金融機関等にて口座振替による納付ができます。
納付忘れがないよう、手続きがお済みでない方は是非ご利用ください。
申請は各金融機関窓口または役場窓口で金融機関の通帳とお届け印があれば可能です。

取扱金融機関

南都銀行・大和信用金庫・奈良県農業協同組合・ゆうちょ銀行

振替日

毎月25日（土日の場合は翌営業日）
なお、残高不足等で不納となった場合の再振替はできませんので、振替日前には残高確認をお願いします。
また、コンビニやスマートフォンでの収納も可能ですのでぜひご利用ください。

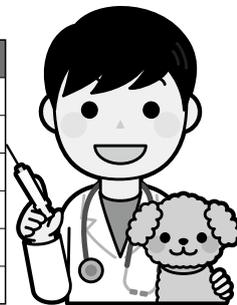
村税に関する詳しい情報は住民生活課までお問い合わせください。
▼税に関するお問い合わせ

問 住民生活課 ☎0745-955-2001
(内線110～115)

令和7年度 狂犬病予防注射のお知らせ

※登録のある犬の所有者様には案内状が届きます。最寄りの会場で狂犬病の予防注射を受けましょう。

実施日	開始時刻 ~ 終了時刻	実施場所
4/18 (金)	9:30 ~ 10:00	三季館
	10:15 ~ 10:45	土屋原公民館
	11:05 ~ 11:25	敷津産地化センター
	11:40 ~ 12:00	神末体育館
	13:20 ~ 13:45	際土良集会所
	14:00 ~ 14:30	御杖村開発センター(役場前)



狂犬病予防注射手数料 2,850円 と 予防注射済票交付手数料 550円
の計3,400円(一頭につき)をご持参ください。

また、新しく犬を飼い始めた場合は1頭につき3,000円の登録料が別途かかります。
なるべくおつりがないようにご協力をお願いいたします。

※獣医の判断などにより当日注射を受けられず、後日かかりつけの動物病院等で予防注射を受けた場合は、
役場住民生活課にて【予防注射接種済票】の交付を受けてください。(1枚/550円)

飼い犬をきちんと登録して、大切な家族を守りましょう!

犬の登録と狂犬病予防注射は飼い主の義務です。登録されていない犬、狂犬病注射を受けていない犬、鑑札や注射済票をつけていない犬は捕獲・抑留されることがあります。また、保護された場合も飼い主がわからず、報告されずに発見が遅れることもあります。

飼い犬を登録していない、飼い犬に予防注射を受けさせていない、犬鑑札や注射済票を付けていない場合は20万円以下の罰金の対象となることがあります。

室内・室外犬を問わず、新しい犬を飼い始めたときは必ず、役場住民生活課に届け出てください。(犬の名前・犬種・毛色・生年月日 等の情報が必要になります)

Q. どんな時に届け出が必要ですか?

A. 新しく犬を飼い始めた時、犬の所有者が変わった時、引っ越しをされた時は、その旨を役場住民生活課に届け出てください。犬が死亡した時も同様に届け出が必要です。

問 御杖村役場 住民生活課 ☎0745-95-2001

合併処理浄化槽の設置整備補助制度について

- ①くみ取り式トイレから水洗トイレ(合併処理浄化槽で汚水処理するもの)への転換
- ②し尿のみを処理する旧式の浄化槽から、生活排水も処理できる合併処理浄化槽への転換
に対する補助制度があります。



補助金額は浄化槽の規模に応じ、52万8千円・69万3千円となります。ただし、補助枠には限りがあります。詳しくは住民生活課まで。

問 住民生活課合併浄化槽係 ☎0745-95-2001

スズメバチ駆除費用の補助制度について

●対象者

御杖村内においてスズメバチの営巣している建物・土地の所有者・使用者又は管理者で、駆除業者によりスズメバチの巣を駆除された方。

●補助金額

駆除経費の2分の1(100円未満切り捨て)で、その額が15,000円を超えるときは、15,000円を限度とします。



問 住民生活課 ☎0745-95-2001

区長・副区長の就任について

任期満了に伴い、3月1日に、谷村久人さんが桃俣区長に、奥田耕一さんが副区長に再任されました。

また、4月1日には、長山重喜さんが土屋原区長に、松本昌英さんが副区長に就任されました。

お引き受けいただきました皆様には、村発展のため、引き続き自治会運営等にご尽力下さいますようお願いいたします。尚、前土屋原区長 田中直貞さんには、長年にわたり本村発展のためにご尽力下さりありがとうございました。



企業版ふるさと納税の寄附をいただきました

企業版ふるさと納税は、企業が地方公共団体の地方創生の取り組みに対して寄附を行った場合に法人関係税を控除するもので、企業として地域振興などの社会貢献ができるほか、法人税の高い軽減効果を受けられるメリットがあります。御杖村では、令和3年に企業版ふるさと納税に係る地域再生計画が内閣府より認定され、「企業版ふるさと納税」の受付、募集を開始いたしました。この度、本村にご寄附頂きました企業様を紹介します。

本村の事業に応援頂きましてありがとうございました。

企業名	本社所在地	寄附活用事業	寄附額
ジョブマネ株式会社	沖縄県那覇市	地方創生事業	非公表

御杖村農業委員会からのお知らせ

令和7年度 春夏期農作業標準料金決定

過日の農業委員会において、令和7年度の春夏期農作業標準料金が下記のとおり決定しました。

なお、この金額はあくまでも目安で定めたものであり、作業料金には消費税は含まれておりません。

また、地域によって農地の状態や地形等の諸条件が異なりますので、作業の出し手・受け手がよく話し合い、**お互いが納得のうえで金額を決定**してください。

作業項目		金額	備考
賃金	農作業 (男女とも)	10,000円	休憩:3回(午前、昼食、午後) ※昼食は1時間(作業員弁当持参)
	作業料金	耕起 (10a)	11,000円
13,000円			未整備水田
代かき (10a)		15,000円	ほ場整備済水田
		16,500円	未整備水田
耕起～代かき (10a)		26,000円	ほ場整備済水田
		29,500円	未整備水田
機械田植え (10a)		12,000円	ほ場整備済水田
		13,000円	未整備水田

農業委員会からのお願い

- ◎農地の売買・転用には必ず農地法に基づく許可申請手続きが必要です。
- ◎農地の貸し借りにも手続きが必要となります。
- ◎農地法許可申請書の提出期限は毎月20日締切りとなっています。
- ※当日が閉庁日の場合は前日の開庁日となります。

問 産業建設課(農業委員会事務局)
☎0745-95-2001(内線234)

補助制度のご案内

※各種事業の詳細については、産業建設課へお問い合わせください。

問 産業建設課 ☎0745-95-2001

就業資格取得支援助成金

就労者等が能力向上のためのスキルアップを目的として、資格取得に要する経費の一部を補助します。

対象者／村内に住所を有し村税等の滞納がなく、交付決定後2年間引き続き村内に居住する意志のある者

対象資格／就業機会の拡大に資する資格又は免許 ※国家資格、公的資格、民間資格(一部を除く)

※対象外・・・第一種普通免許、普通自動二輪免許、大型自動二輪免許、原動機付自転車免許及び小型特殊免許

対象経費／研修等の受講料(教材費含む)、受験料、資格の登録料 等

補助金額／対象経費の2分の1以内を補助(上限:10万円) ※年度内1回限り

有害鳥獣防除施設設置補助金

鹿、猪、サルなどによる被害を防除する目的で、農地に設置する金網柵等に要する経費の一部を補助します。

対象者／村内に住所を有し村税等の滞納がなく、農作物を作られている方

対象施設／(1)鹿、猪対策:1施設300㎡以上の村内農地 (2)サル対策:1施設50㎡以上の村内農地

※過去に他の補助制度を活用し金網を設置した農地は除く

対象経費／対象施設(農地)を囲むために新設する金網柵の資材費

補助金額／対象経費の2分の1を補助 (1)鹿、猪対策:1,500円/1mで総額20万円まで (2)サル対策:5万円/1施設

アライグマ捕獲器(檻)の貸出し

農作物を食い荒らすアライグマを捕獲し、被害の軽減を図りたい方のために、下記の貸出条件をご了承いただいたうえで捕獲器(檻)の貸出しを行います。

貸出条件／・捕獲されたアライグマの引取りは平日のみとなります。

・アライグマ以外の野生動物等(タヌキ、イタチ、猫等)を捕獲された場合は、借用者自身で対応してください。

・捕獲器(檻)は借用者自身の責任で設置し、事故のないよう保管・管理を行ってください。



サルの追払い用火火支給等

集落単位(常会等)でサルの追払いに取組んでいただく場合、追払い用のロケット花火とその効果の向上を図るため、追払い装備品として帽子・ビブスを支給します。

申込単位／集落単位(常会等) 申込期間／令和7年4月1日～令和7年11月28日

支給数量／(1)花火:1回の申請につき20本単位で支給し、上限本数は年間100本まで (2)装備品:活動者数を支給(1回限り)

※花火を安全に使用していただくための講習会を集落単位で受講していただくことが支給の条件となりますので、事前にご相談ください。

銃免許(第一種銃猟)取得等補助金

第一種銃猟(散弾銃等)免許及び鉄砲の所持許可を新規に取得し、有害鳥獣の駆除にご協力いただける方に対して、免許取得等に要した経費を補助します。

対象者／村内に住所を有し村税等の滞納がない方で、令和8年3月末までに第一種銃猟免許

及び鉄砲所持許可を取得し、その後の有害鳥獣駆除にご協力いただける方

申込期限／令和7年7月31日まで(申込状況により延長あり) 補助金額／対象経費の実費総額を補助(上限:10万円)

対象経費／(1)第一種銃猟免許経費(講習受講料・受験手数料)

(2)鉄砲所持経費(講習会手数料・資格認定手数料・火薬類譲受許可手数料・教習射撃受講料・所持許可手数料等)

(3)猟銃等購入経費(猟銃購入代・保管庫購入代)



暗渠排水設置事業補助金

農作業の環境を改善し農業機械での作業性の向上を図るために設置する暗渠排水施設を対象として、その経費の一部を補助します。

対象者／村内で農業を営み、かつ申請時において村税等の滞納がない方

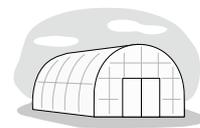
対象施設／現況が田又は畑である村内農地(但し、過去に補助事業により暗渠排水施設を整備した農地は除く)

対象経費／暗渠排水の設置に要する資材費 ※労務費は対象外

補助金額／対象経費の実費総額を補助(上限:1,500円/暗渠排水施設1m、総額20万円以内)

ビニールハウス設置補強支援補助金

施設野菜を出荷する農業者が農作物の品質向上や生産拡大、風雪害対策を図るために高強度ビニールハウスの設置または既設農業用ビニールハウスの補強に係る費用の一部を補助します。



対象者／認定農業者若しくは認定農業者に準ずる方

※認定農業者に準ずる者とは、過去に認定農業者で現在も農業経営を行っている方

・1年以内に認定農業者となることが確実と認められる方 など

(1)認定農業者が農業経営改善計画に基づき、ビニールハウスを設置・補強する場合は対象経費の3分の2

(2)認定農業者に準ずる者がビニールハウスを設置・補強する場合は2分の1

対象経費／(1)設置 アーチパイプ径25.4mm以上を使用し、出荷を目的とした農作物の生産のため新規設置する農業用ビニールハウスの資材費(総額50万円以上)及び灌水資材等の付帯設備費 ※労務費は対象外

(2)補強 共済加入する既存農業用ビニールハウスのアーチパイプ補強に要する資材費 ※労務費は対象外

補助金額／(1)設置 $\phi 31.8\text{mm}$ 以上使用 4,000円/㎡、 $\phi 25.4\text{mm}$ 以上使用 2,000円/㎡ (2)補強 500円/㎡
※総額上限200万円/人

新規就農者支援補助金

基幹産業である農業の後継者育成と継続的な発展を目指すため、経営基盤や資金に乏しい新規就農者に対し、農業用設備・機械器具等の導入経費の一部を補助します。

対象者／青年等就農計画認定から3年以内の認定新規就農者

① 農業用ビニールハウス設置補強補助

対象経費／(1)設置 アーチパイプ径25.4mm以上を使用し、出荷を目的とした農作物の生産のため新規設置する農業用ビニールハウスの資材費(総額50万円以上)及び灌水資材等の付帯設備費 ※労務費は対象外

(2)補強 廃業する農業者からの経営継承を促進するため、既存農業用ビニールハウスのアーチパイプ補強に要する資材費 ※労務費は対象外

補助金額／(1)設置 $\phi 31.8\text{mm}$ 以上使用 4,000円/㎡、 $\phi 25.4\text{mm}$ 以上使用 2,000円/㎡

(2)補強 500円/㎡ ※総額上限300万円/人



② 農業用機械購入補助

対象経費／農業用機械の購入費用(下取り価格を除く) ※中古機械等の場合は事前に要相談

補助金額／対象経費の全額を補助(最大:150万円)

米の直接支払交付金

近年、米の買取価格の下落や過疎化・高齢化により離農する農家が増加することで、遊休農地が年々増加している状況において、水田は食料の安定供給、地域社会の活力の維持、自然環境の保全等の公益的な機能を有することから、水稻生産農業者に交付金を交付します。

対象者／自ら水稻を栽培する農業者(法人等含む)で、水稻共済細目書に記載されている経営状況面積が10a以上の方

交付単価／15,000円/10a

対象面積／水稻共済細目書に記載されている面積の主食用米作付面積から、自家消費等分として10aを控除した面積

担い手加算交付金

担い手農業者(認定農業者等)の生産意欲向上と、経営農地の大規模化推進による耕作放棄地の発生防止を目的に、振興作物の生産・販売に対して交付金を交付します。

対象者／自ら栽培する認定農業者(法人を含む)若しくは「地域計画」に中心経営体として位置づけられた農業者で、水稻共済細目書に振興作物(ほうれん草・小松菜・水菜・レタス・白菜・春菊・大根・トマト・大和マナ・南京・アスパラ・ヒノ菜)が記載されている方

交付単価／2万円/10a(認定農業者) 1万円/10a(「地域計画」に中心経営体として位置づけられた農業者)

対象面積／水稻共済細目書に対象作物が記載されている作付面積

令和7年度

ち せき

「地籍調査事業」実施のお知らせ

皆さんの貴重な財産である「土地」の位置や面積等を正確に把握し、土地に関するトラブルを未然に防止するとともに、効率的な土地利用を図るため、御杖村では平成25年度から国土調査法に基づく地籍調査事業を実施しています。

調査対象となる土地所有者の皆さんには、この事業の趣旨をご理解いただき、円滑な調査の実施にご協力をお願いします。



地籍調査に
ご協力を
～令和7年度
実施計画～

土屋原第1地区「笹及～堂前の一部」

- 現地調査結果を確認いただき閲覧を行いますので、対象の土地所有者の皆さんには個別に日程をお知らせします。

土屋原第2地区「大野の一部」

- 現地調査を実施し、境界の確認や境界杭の設置等を行いますので、対象の土地所有者の皆さんには、個別に説明会の開催や調査日程をお知らせします。

土屋原第3地区「中村～峯の一部」

- 現地調査に向けた事前準備として、役場職員・地元推進委員・測量業者による実地踏査を行います。

※既に現地調査を完了した菅野第3地区「東郷の一部」及び菅野第4地区「際土良～泰原の一部」は、登記に向けた事務手続きを進めておりますので、登記が完了次第、土地所有者の皆さんにお知らせします。

「地籍調査」とは？

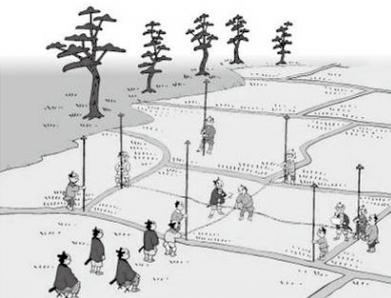
地籍調査とは、主に市町村が主となり、土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査です。「地籍」とは、いわば「土地の戸籍」で、個人に「戸籍」という情報があるように、土地についても所有者や地番等の「地籍」という情報があり、民間・行政の様々な場面で活用されています。

なぜ地籍調査が必要か？

土地に関する記録は登記所（法務局）において管理されていますが、土地の形状等を示す情報として登記所に備え付けられている地図の多くは、明治初期の地租改正時に作られたものを基に作成されたもので、境界や形状が現実とは異なっている場合や、登記簿に記載された土地の面積が正確ではない場合があります。

地籍調査が行われることにより、正確な土地の情報が登記所に送られ、登記簿の記載が修正されるとともに、地図が更新されることになります。

様々な場面で活用される土地の戸籍「地籍」を明確にするため、この調査を実施する必要があります。



地籍調査前 公図（旧土地台帳附属地図）



地籍調査後 地籍図

地籍調査のメリットは？

地籍調査を実施すると、土地の所有者や境界の位置、面積等が確定することから、次のようなメリットがあります。

- 土地に関するトラブルの未然防止に役立ちます。
- 土地取引の円滑化に役立ちます。
- 公共事業の円滑化・迅速な災害復旧に役立ちます。
- 固定資産税の課税が適正に行われます。

こんな経験はありませんか？



相続をした土地の正確な位置が分からぬ…。



自宅の塀を作り替えようとしたが、隣の土地の所有者から「境界が違う」と言われた…。



土地を購入し、改めて面積を測ると登記簿の面積と違っていた…。

調査費用は？

地籍調査に必要な測量等の費用は、国・県・村が負担しますので、土地所有者に費用負担を求めることはありません。ただし、境界確認のための現地立会の時間と交通費等の経費を負担する制度はありませんので、これらの費用は個人負担となります。

令和7年度森林環境譲与税使用事業について

森林環境譲与税とは？

市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発活動等の森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならないとされています。

また、森林環境譲与税は森林環境税として令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課する国税として、年額 1,000 円のご負担をいただくことから、用途等を公表しなければならないとされています。

御杖村では令和7年度森林環境譲与税を以下の事業に使用します。

施業放置林整備マネージャー事業

森林をよく知るものを「マネージャー」として選任し、施業放置林の調査や森林所有者の特定を行い、施業放置林の解消に向けた普及啓発活動を実施します。

御杖村間伐促進事業

森林の有する多面的機能の維持増進を図り、森林の公益的機能を保持することを目的とし、御杖村内の森林整備を促進します。

御杖村木質バイオマスエネルギー供給促進事業

森林の公益的機能を発揮させるため、御杖村内の森林で適正な森林施業によって生産された間伐材などの搬出を促進し、森林資源を木質バイオマスエネルギーへの有効活用を図ります。

御杖村施業放置林整備事業

施業放置林の間伐、および間伐木の適切な処置を推進することで、山地災害発生防止をはじめとする森林の公益的機能の高度発揮を目指します。

御杖村森林環境整備事業

道路沿いの森林において倒木等により道路交通に支障を及ぼすことが懸念される危険木を伐採、撤去し、住民の安心安全な生活環境の保全を図ります。

御杖村森林地番図作成事業【新規】

森林の境界や林業上の施業界といった位置情報等を把握し、森林経営管理制度や林業における各種業務、施業の着実な遂行が図れるように、基礎資料を作成します。

御杖村環境保全型森林整備事業【新規】

宅地等の周辺の森林において倒木等により生活に支障を及ぼすことが懸念される樹木を伐採、撤去することで緩衝帯を設置し、良好な景観の形成、獣害被害の軽減を図ります。

問 産業建設課 ☎0745-95-2001 (内線233)

問 保健福祉課 ☎0745-95-2828 社会福祉協議会 ☎0745-95-2522

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
7 ●編み物教室	8	9	10 ●ふれあい喫茶 ●囲碁・将棋交流会	11 ●筋力アップ教室 ●心配ごと相談	12	13
14	15	16	17	18 ●筋力アップ教室	19	20
21	22	23 ★みつえっこ広場	24 ●ふれあい喫茶 ●健康麻雀	25 ●筋力アップ教室	26	27
28	29	30				

保健、福祉、介護コーナー

項目	開催日および時間	自己負担金	開催場所	申込み	問合せ先
編み物教室	4月 7日(月) 9:00~	無料	保健センター	不要	社会福祉協議会
囲碁・将棋交流会	4月10日(木) 13:00~15:00	無料	保健センター	不要	社会福祉協議会
心配ごと相談	4月11日(金) 13:30~15:30	無料	老人福祉センター	不要	保健福祉課
健康麻雀	4月24日(木) 13:00~15:00	無料	保健センター	不要	社会福祉協議会

令和7年4月 奈良県医師会が行う健康相談

お気軽にお問い合わせください。

相談の種類	日時	予約の要否	主催する部会等
目の健康相談	4月 8日(火) 14:00~15:00	必要	眼科医会
精神科に関する健康相談	4月15日(火) 13:00~14:00	必要(締切:4/8)	精神神経科部会
整形外科に関する健康相談	4月17日(木) 14:00~15:00	必要(締切:4/16)	整形外科部会
内科疾患に関する健康相談	4月28日(月) 14:00~15:00	必要(締切:4/25)	内科部会

〈場 所〉 奈良県医師会館1階 県民健康サービス室(近鉄大和八木駅から北へ徒歩7分)

〈連絡先〉 奈良県医師会 TEL.0744-22-8502 FAX.0744-23-7796



筋力アップ教室
のお知らせ

- 日 程 11日(金)、18日(金)、25日(金)
- 時 間 13:30~15:30 ■ 参加費 無料
- 場 所 保健センター2階大広間
- 内 容 指導員による運動教室
- 持ち物 飲み物、タオル、室内用運動靴

無料

予約は
不要です。

見学、途中参加、途中退場も可能なため、お気軽にご参加ください。



ふれあい喫茶のお知らせ

- 日 時 10日(木)、24日(木) 9:30~14:30
- 場 所 保健センター1階 ふれあいホール
- コーヒー1杯 160円 ■ 紅茶1杯 160円
- 内 容

村民の有志が集まり上記内容で活動しています。診療所やバスの待ち時間にちょっとホッとできる場所として定着しています。

みなさん、近くに寄ったときは是非お立ち寄りください。美味しいコーヒーを淹れてお待ちしております。喫茶ボランティア一同



予約は
不要です。

みつえっこ広場(子育て支援)

〈日 時〉4月23日(水) 10:00～11:00

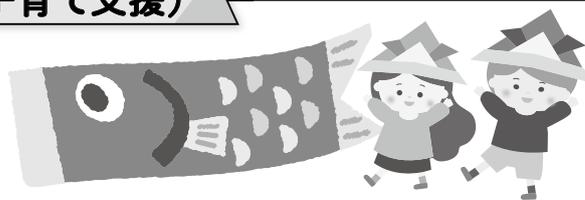
〈内 容〉はじめましての会 『こいのぼりをつくろう!』

〈持ち物〉お茶・タオル・その他必要と思われるもの

〈場 所〉御杖保育所遊戯室または、みつえっこ広場の部屋

〈対 象〉保育所に入所されていない村内在住の小学校就学前のお子さんとその保護者の方

問 みつえっこ広場(御杖保育所内) ☎0745-95-3138



◎毎週月・木・金曜日の9時～12時まで
は、支援室・園庭の開放をしています
ので、気軽にご利用ください。

御杖保育所園庭開放について(土日・祝日)

御杖保育所では、「子どもたちの遊び場」を提供し、地域の子どもが気軽に集い、施設遊具を使って遊んだり、保護者の交流や子育ての情報交換の場として、土日・祝日の園庭の開放を実施しています。事前の申し込みなしで遊んでいただけます。

なお、園庭を利用される場合は、下記のルールを守って、ご利用ください。

対象

就学前の
子どもと
その保護者等

園庭開放のお約束

- 遊具などは大切に使ってください。
- 遊び終わった後、遊具・玩具などは元の場所に片付けてください。
- 保育所建物(トイレ)の利用はできません。
- 必ず、保護者が付き添ってください。
- 防犯及び安全上、利用中・利用後の園庭入り口の施錠(チェーンロック)をお願いします。



問 御杖保育所 ☎0745-95-2480

計画策定のお知らせについて 【保健福祉課】

保健福祉課では、「第3期御杖村子ども・子育て支援事業計画」と「御杖村こころからだの健康づくり推進計画」を策定いたしました。

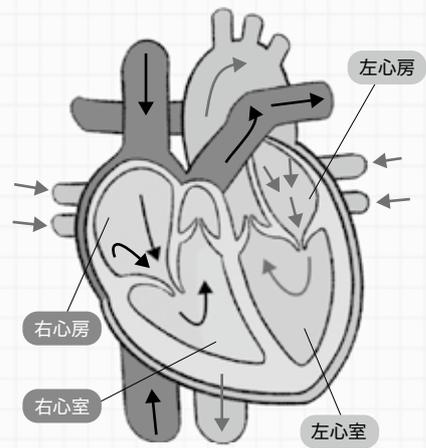
計画書及び概要版については、御杖村ホームページ
【<https://www.vill.mitsue.nara.jp/index.html>】をご覧ください。



診療所だより

今年の冬の寒さは、例年より堪えた気がします、皆様はどのように感じたでしょうか？しかし、やっと春がきました。花粉症の方には辛い季節（僕も）ですが、今年の健康、運動計画を実施する季節が来ましたよ！

先月に“浮腫”の話をしました、今回はその浮腫の鑑別に上がる心不全の話をして頂きます。心不全とは心臓が血液を送るポンプとしての機能を十分に果たせない状態の事を指します。心臓には4つの部屋がありますが、左下の部屋（左心室）が上手く仕事ができない状態を左心不全、右下の部屋（右心室）が上手く仕事ができない状態を右心不全と言います。血液の循環は大まかに以下のように流れています。



肺 → 左心臓 → 全身 → 右心臓 → 肺に戻る

ですので、左心臓が上手く動かないと、その手前の肺に水がたまり、右心臓が上手く動かないとその手前の全身に水が溜まります。余分な水は重力に伴って下に降りやすいので、足が最も浮腫みやすいのです。肺に水がたまると息切れ、呼吸が早いなどの症状が起こります。

心不全の診断には、いつからある症状なのか、胸痛や動悸などが最近あったか、動くとき息切れがあるか、横に寝る方が息苦しいか（起坐呼吸）などの情報が有用です。それとともに心電図、胸部レントゲン、血液検査などをみて総合的に判断します。

以下に心不全の原因となる代表的な鑑別疾患を上げます。

心不全の原因となる鑑別疾患	
高齢	以下の疾患がない場合で、高齢で急激な発症でない場合に診断します。場合によっては心臓超音波検査（心エコー）などで弁膜症がないかを専門医に診てもらった方が良いケースもあります。
急性心筋梗塞	締め付けられるような胸痛、放散する肩の痛みなどが特徴ですが、高齢者の場合、典型的な症状が出にくいこともあります。心電図で診断することが殆どです。心機能回復の可能性があり、 <u>早急</u> に処置をすることで心不全予防に繋がられるでしょう。
心房細動	脈が乱れる不整脈です。高齢になるほど頻度が増えます。脈が速くなる発作（頻脈発作）の際に心不全を起こしやすいので、発作の予防に努めます。
心臓弁膜症	心臓の血液の流れを整える弁に異常がある状態です。診察での心雑音の確認、心エコーなどで確認します。
高血圧症 塩分摂取、水分摂取過剰 風邪などの感染症	もともと心臓が弱くなっている方においては、高血圧が長く続くことや、塩分、水分の摂取過剰で心不全となることもあります。また風邪などの感染症になると心機能が悪化することがあります。
その他	貧血やホルモンの病気（甲状腺機能異常など）も原因となることがあります。

御自身で管理をするには体重がもっともわかりやすい指標と言えます。特に高齢の方では筋肉量の減少から体重が増えることは減多になく、むしろ体重が増えるという事は浮腫みや肥満といった可能性が高いと考えます。ですので、体重を週に1回程度でも記録し、もし増える事があったら相談に来てくださいね。

お知らせ

- ◎木曜日の午前には整形外科診療あり
- ◎月曜日・火曜日・木曜日は午後の診察あり

※月末の水曜日の午前は検査日（投薬・急患のみ）
令和7年4月の検査日は
4月30日水曜日

御杖村国民健康保険診療所
☎0745-95-6010

診察時間 《午前診療受付》9時～11時まで 《午後診療受付》14時～16時まで
《発熱外来》内科診察のあるとき（事前に電話で連絡をお願いします。）

○…竹田先生 ○(代診)…長谷川先生 ㊟…川上先生					
	月	火	水	木	金
午前	○	○(代診)	○※	○㊟	○
午後	○	○(代診)	往診等	○	往診等
休診日	土曜日・日曜日・祝日・年末年始 その他、都合により休診となる場合がありますがご了承下さい。				
投薬	投薬の受付・お渡しは診察時間内にお願 いいたします。		月曜日 9:00～16:00 火曜日 9:00～16:00 水曜日 9:00～13:00 ※午後往診 木曜日 9:00～16:00 金曜日 9:00～13:00 ※午後往診		



带状疱疹ワクチンが定期予防接種化されました



御杖村では令和6年4月1日より带状疱疹ワクチンの任意予防接種の助成を行ってまいりましたが、令和7年度より定期接種化されました。対象となる方は下記の表の通りです。なお、これまで実施してきた任意予防接種の助成についても継続して行います。

<带状疱疹とは>

带状疱疹は、体の片側に水ぶくれを伴う赤い斑点が帯状に広がる疾病です。症状は、強い痛みを伴うことが多く、3～4週間ほど続きます。80歳までに3人に1人が発症するといわれ、発症した50歳以上の約2割の方に带状疱疹後神経痛と呼ばれる長期間にわたる痛みが続くことがあります。

<定期予防接種について>

種類	生ワクチン	不活化ワクチン
	乾燥弱毒水痘ワクチン 販売名：ピケン	乾燥組換え带状疱疹ワクチン 販売名：シングリックス
対象	村の住民基本台帳に記録されている方のうち村内に居住する方で以下に当てはまる方。 ①年度内に65歳を迎える方 ②60～64歳で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害があり、日常生活がほとんど不可能な方 注1) 令和7年度から5年間の経過措置として、その年度に70、75、80、85、90、95、100歳になる方も対象となります。 注2) 令和7年度に限り、100歳以上の方は全員対象となります。 注3) 带状疱疹にかかったことがある方についても定期接種の対象となります。	
自己負担金	1回あたり3,000円	1回当たり7,000円
接種回数	1回	2回 2回（2か月以上の間隔をあける）※
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●既に任意接種で一部の接種を受けた場合は、残りの接種を定期接種として扱います。 ●生ワクチンと不活化ワクチンの交接種は補助の対象外です。（交接種とは、1回目と異なるワクチンを2回目に打つこと） ●他のワクチン（新型コロナやインフルエンザなど）との同時接種については、医師が特に必要と認めた場合に行うことができます。 ●既に任意接種として带状疱疹ワクチンを接種した方は、ワクチンの効果や既往歴などを踏まえて医師がワクチン接種を必要と判断した場合に定期接種の対象となります。 	

※病気や治療により、免疫の機能が低下したまたは低下する可能性がある方等は、医師が早期の接種が必要と判断した場合、接種間隔を1か月まで短縮できます。

詳しくは定期予防接種の対象者の方にお知らせをお送りいたします。お知らせが届きましたらご確認ください。

生殖補助医療（不妊治療）費の助成について

令和7年4月1日以降に開始した生殖補助医療（不妊治療）費の助成を開始します。

■対象者 下記のすべてに該当する方

- 生殖補助医療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断されていること。
- 治療期間の初日における妻（事実婚含む）の年齢が43歳未満であること。
- 治療期間の初日から申請日まで村内に住所を有し、居住していること。
- 治療期間に医療保険の被保険者もしくは被扶養者であること。

■対象となる治療 ※一般不妊治療（タイミング法、人工受精等）は対象外です。

治療法	助成回数	助成額
①保険適用内の体外受精、顕微授精	妻が40歳未満：6回 妻が40歳以上43歳未満：3回	自己負担額の1/2 (上限5万円/回)
②保険適用外の体外受精、顕微授精	2回	自己負担額の1/2 (上限15万円/回)
③①または②に追加して実施される先進医療		自己負担額の1/2 (上限5万円/回)

■詳細は保健福祉課（0745-95-2828）までお問い合わせください。

申請方法

1. 申請前に保健福祉課にご相談ください。
2. 下記書類を保健福祉課にご提出ください。
 - 生殖補助医療費等助成申請書
 - 生殖補助医療費助成事業受診等証明書
 - 領収書
 - 健康保険証及び限度額適用認定証

※提出期限：治療終了日の翌年度末まで

在宅で生活されている高齢者向けのサービスのご案内

一般介護予防事業

概ね65歳以上の高齢者等が利用できる一般介護予防事業の一覧表です。



生活機能評価事業	基本チェックリスト等による心身の機能のチェックを行います。	対象者：65歳以上の高齢者 費用：なし
地域リハビリテーション活動支援事業	通所・訪問・地域ケア会議等の場へ向けてリハビリ専門職等による助言を促す取組	対象者：概ね65歳以上の高齢者 費用：なし
脳の健康教室	認知症予防を目的とした住民主体の交流事業	対象者：65歳以上の高齢者 費用：なし
いきいき百歳体操	身近な地域で週に1回以上行う筋力運動	対象者：概ね65歳以上の高齢者 費用：なし
筋力アップ教室	要支援・要介護にならないための運動機能の向上等	対象者：概ね65歳以上の高齢者 費用：なし
元気にしとる会	介護予防を目的とした地域拠点活動	対象者：概ね65歳以上の高齢者 費用：なし
生活支援サポーター事業	30分程度のちょっとした家事援助（掃除・洗濯・ゴミ出し等）や話し相手・日々の安否確認など	対象者：概ね65歳以上の高齢者 費用：30分100円 （サポーター1人あたり）



高齢者在宅福祉事業

介護保険以外の生活支援が必要な方に対する在宅高齢者福祉サービス一覧です。

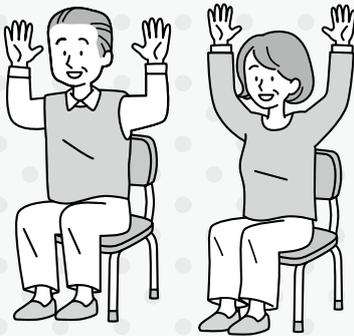
生きがいデイサービス	生活指導、日常動作訓練、趣味活動など	対象者：概ね65歳以上の高齢者で、要介護認定を受けていない高齢者 費用：なし
安否型確認型緊急通報システム事業	通報装置を貸与、緊急時の対応、定期的な安否確認、健康相談等	対象者：単身又は高齢者世帯 費用：固定型：月額300円（税別）
紙おむつ等購入費給付事業	紙おむつ等の介護用品の購入費を給付	対象者：在宅で、要介護1以上と判定された方のうち、常時紙おむつ等を必要とする者 助成額：月額5,000円を限度に給付
配食サービス	事業者が調理したお弁当を配達	対象者：概ね65歳以上の傷病等の理由により調理が困難で栄養改善が必要な単身又は高齢者世帯 費用：1食500円
生きがいと健康づくり推進事業	高齢者の教養講座および健康生きがい講座等の開催（編み物・囲碁将棋・健康麻雀）	対象者：概ね65歳以上の高齢者 費用：なし
高齢者食生活改善事業	高齢者の食生活において必要な注意事項とその対策に関する教室等の開催	対象者：概ね65歳以上の高齢者 費用：なし

詳しい内容につきましては、保健福祉課（95-2828）までご相談ください！

いきいき百歳体操を開始、再開する グループを募集しております。

いきいき百歳体操とは

高知県高知市で開発されたもので、手首や足首に重りをつけ、イスに座って、ゆっくりと手足を動かす30分程度の体操のことです。全国の多くの地域で取り組みが行われ、筋力アップや歩行機能の向上など介護予防の効果が認められています。



● 開始するとき 住民がすること

- 1) 立ち上げ、運営に関する相談は、保健福祉課 ☎0745-95-2828) へお問い合わせください。
- 2) 始まる前に準備及び確認をしていただきたいこと
 - ◇会場の確保（集会所や個人宅など）
 - ◇テレビ・DVDプレイヤー・
背もたれのあるイス・おもり
 - ◇参加者が3人以上集まる
 - ◇週1回以上の体操を続ける



● 開始が決まったら 行政がすること

- ◇体操のDVDをお渡しします。
- ◇希望に応じて職員が参加し、体力測定等を行います。
- ◇冬場(11月～3月)の灯油代として、実施回数に合わせて助成します。(1回100円)

三重交通バス減便・時刻変更のお知らせ (令和7年4月1日より)

令和7年4月1日より、三重交通バス 名張駅～神末敷津間について、平日ダイヤが2便減便、土曜・日曜・祝日ダイヤが1便時刻変更となります。

なお、今回減便となる時刻には、御杖ふれあいバスは連絡しておりませんので、御杖ふれあいバス時刻表の改正はありません。

問 政策推進課

☎0745-95-2001(内線241)



● 平日ダイヤ【減便】

減便	神末敷津 発 6:22	➔	名張駅 着 7:16
----	----------------	---	---------------

減便	名張駅 発 18:50	➔	神末敷津 着 19:44
----	----------------	---	-----------------

● 休日ダイヤ【時刻変更】

変更後	名張駅 発 17:35	➔	神末敷津 着 18:29
-----	----------------	---	-----------------

変更前	名張駅 発 18:50	➔	神末敷津 着 19:44
-----	----------------	---	-----------------

学校が変われば 地域が変わる
地域が変われば 子どもが変わる
子どもが変われば 未来が変わる

地域学校パートナーシップだより No.9

— みんなで支える学校 みんなで育てる子ども —



御杖村地域学校パートナーシップ事業は、地域と学校が協働して、未来を担う子どもたちの成長を支える取り組みです。

令和6年度後半も、たくさんの方々に、さまざまな形でご協力いただきました。活動の一部をご紹介します。

ふるさとでの学びを活かし
新しい時代を切り拓く
心豊かな子どもを育てていくことを
目指しています。

ふるさと「みつえ」出会い・発見・探求・発信

～ふるさとに誇りを持ち みつえを愛する子供たちに～

文部科学大臣表彰
受賞

学び



【御杖のお祭り】桃俣の春日神社



【御杖のお祭り】菅野の四社神社

【御杖のお祭り】

小学校3.4年生は、御杖のお祭りについて学びました。

桃俣の春日神社、土屋原の春日神社、菅野の四社神社、神末の御杖神社にて、獅子舞や神輿、太鼓台など、お祭りや神社についてお話を伺いました。

出会い



【御杖のお祭り】土屋原の春日神社



【御杖のお祭り】神末の御杖神社

発見



【御杖の自然】不動の滝



【昔の遊び交流会】あやとり

体験



【御杖にすむ生き物】ヤマドリやキジなどについて



【昔の遊び交流会】駒まわし



【御杖にすむ生き物】アマゴ釣り体験

【御杖の自然や生き物について・昔遊び】

小学校1.2年生は、校歌に出てくる動物や鳥を中心に、御杖にすむ生き物について勉強しました。また、アマゴ釣り体験をさせてもらったり、不動の滝や山の神様にお参りにいったりして、御杖の自然を体感しました。

昔遊び交流会では、昔の遊びを一緒に楽しんだり、つくたてのお餅をごちそうになったりしました。

【御杖の魅力発信】

小学校5・6年生は、御杖の魅力をたくさんの方に知ってもらえるように、御杖の歴史をまとめた冊子を作りました。できあがった冊子は、道の駅や開発センターにおいてありますので、ご自由にお持ち帰りください。（先着順・おみくじ付き）



創作

【陶芸教室】ランプシェード作り
小学校全学年



発信



【御杖の魅力発信】道の駅 伊勢本街道御杖



【御杖の魅力発信】開発センター



【句会】みつエモイフォト俳句集作成



【井ノ谷】はちみつ・まな板について



【森の珈琲屋】珈琲焙煎について

探求

【御杖の魅力探求】

中学校1～3年生WAKU²タイム歴史文化班は、御杖の魅力をフォト俳句で発信することにチャレンジしました。

自然環境班は、御杖村の「ふるさと納税返礼品」について調べながら、御杖の魅力を探求しました。

放課後や冬休みの活動の様子



放課後
子ども
教室

●お金のはなし
おこづかいの使い方などを勉強しました。勉強の後は、つきたてのお餅をみんなで食べて一休み♪



地域
未来塾

●放課後学習会
●受験対策学習会

放課後子ども教室：小学校の長期休業期間中に、放課後児童一時預かり事業と連携して行っています。【小学生対象】

地域未来塾：自主学習習慣の定着を目標に、部活動のない水曜日を中心に自主学習支援を行っています。【中学生対象】

「学校支援ボランティア」及び 「地域未来塾講師」 登録者募集中!

子どもたちの育成に、みなさんの知識や技術、お時間やお力をかしていただけたら幸いです。

問合せ・申込み

御杖村学校協働実行委員会
(教育委員会事務局)
☎0745-95-2004

編集後記

令和6年度も、たくさんの方々に温かく支えていただき、本当にありがとうございました!

この度、令和6年度「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」に係る文部科学大臣表彰を受賞しました。これもひとえに、活動を支えてくださっている地域の皆さまのおかげです。

これまでお世話になった皆さまに、心から感謝申し上げます。

<御杖村学校協働実行委員会事務局>



うだ・アニマルパークでの出展者を募集します。



奈良県東部地域の魅力を発信するため、大和高原（東吉野）観光振興協議会では毎月第3土曜日・日曜日に「アニマルシェ」を開催し、物販・ワークショップ等を行っております。御杖村の魅力を伝えつつ出展いただける方のご応募をお待ちしております。

応募の詳細・出店に関する要件については下記までお問い合わせください。

※出展できるスペースには限りがあります。ご応募頂いた後、協議会にて出展者を決定させていただきますのでご了承ください。

主催 大和高原（東吉野）観光振興協議会

問 御杖村役場むらづくり振興課

☎0745-95-2001

大阪・関西万博への

出展・出演について



2025年4月より夢洲にて開催される大阪・関西万博におきまして、右記のスケジュールにて出展・出演いたします。来場者の方に御杖村の魅力をPRするとともに、御杖村へのさらなる誘客を目指します。

4月15日～18日

関西パビリオン多目的エリアに出展

御杖村の特産品が当たる「縁結びのふるさと-御杖村-」おみくじを行います。

5月27日～29日

漢國神社 韓園講（かんごうじんじゃ からそのこう）がEXPOアリーナ芝生ステージに出演
桃俣獅子舞保存会が漢國神社 韓園講の一員として会場で獅子舞を披露します。

9月24日～25日

※詳細は後日決定

てんいち先生

毎月11日は「人権を確かめあう日」



奈良県立二階堂養護学校の 就学相談並びに体験学習について

奈良県立二階堂養護学校では、障害のある幼児や児童生徒、その保護者に対して、就学や療育・教育についての相談を実施しています。ご希望の方は、各園・学校を通してFAXにてお申し込みください（お問い合わせはお電話にて）。

※詳しい日時等については本校ホームページをご確認ください。随時更新します。

就学相談 1学期から実施
※いずれも個別に随時実施します。ご相談ください。

小学部 ○実施日：月曜日～金曜日の指定日 午前中（9:40～11:40）

中学部 ○実施日：月曜日・火曜日・木曜日・金曜日の指定日
午前中（9:40～11:40）

高等部 ○実施日：月曜日～金曜日の指定日 午前中（9:40～11:40）

体験学習 1学期に就学相談に来られた方を対象に2学期から実施

小学部 ○実施日：月曜日～金曜日の午前中 個別に随時実施

中学部 ○実施日：月曜日・火曜日・木曜日・金曜日の午前中
個別に随時実施

高等部 ○個別の相談後、随時実施（午前中）

学校見学会

小学部 ○実施日：9月19日（金）9:40～11:40
（年中幼児の保護者、担任対象）

中学部 ○実施日：9月30日（火）9:40～11:40
（小4・5年児童の保護者、担任対象）

高等部 ○実施日：11月12日（水）10:00～11:40
（中1・2年生徒の保護者、担任対象）



問 奈良県立二階堂養護学校 奈良県天理市庵治町358-1
☎0743-64-3081（窓口 各学部主事）FAX:0743-64-2962

図書館だより

本を読んだら、
世界が広がった♪



今月の「おすすめの一冊」は、御杖小学校児童が読書活動の一環として
取り組んでいる「おすすめの本」の紹介文を掲載させていただきます。(原文掲載)

キリンはながいので、はななくそを
ほじくるのでおもしろいとおもいました。



続ざんねんないきもの辞典

今泉 忠明 (監修)

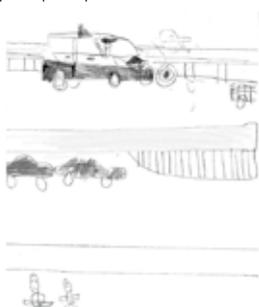


車のしやしゅをしれて
うれしかったです。



のびのびのびのび

小賀野 実 (監修・写真)



あぶないエレベーターに
のつてみたいとおもいました。



あぶないエレベーター

鈴木 アツコ (イラスト)
牧野 節子 (著)



御杖小・中学校開放図書館に 新しい本が入っています!

村民のみなさまのリクエストのもとに、新しい本が入荷しました。その一部をご紹介します♪ぜひ読んでみてください。

【新刊情報】



結婚詐欺師(上下) 著/乃南 アサ

直木賞受賞作家による「恋愛サスペンス」。現代の結婚観を浮き彫りにする!
橋口雄一郎は40代のプロの結婚詐欺師。カツラ・洋服・職業・車を使い分けて変身、女性
の心理を逆手に取る巧みな話術で誘惑し、金をだまし取っていた。
しかし、だまされても、彼女たちは男を責めなかった?一体なぜ?
2007年には、内村光良主演でテレビドラマ化。



老いてこそ、スマホ 牧 壮(著)、増田 由紀(著)

年を重ねることが、楽しくなってくる本!
“50代以降の生き方”の教科書、「老いに親しむレシピ」シリーズ第4弾!
50代以降の「人生の後半戦」は、じつはスマホが最強の武器になる!
「もの忘れ」「目や耳の衰え」「お金の心配」「孤立の寂しさ」「災害への不安」……
中高年の多くの人が抱える悩みの9割は、スマホが解決してくれます!



兵隊さんに愛されたヒョウのハチ 祓川 学(著)、伏木 ありさ(イラスト)

人も襲う猛獣のヒョウが、日本兵たちと心を通わせた奇跡の実話。
戦火の中、優しさを失わなかった日本兵たちがいた。
“くじら部隊”と呼ばれた歩兵部隊にいた小隊長・成岡正久さんが出会った1匹のヒョウ
の赤ちゃん。“ハチ”と名づけられ、隊員たちからかわいがられたハチは、人間を本当の仲
間だと思ってしまうようになっていく。しかし、戦争はむごく、...

リクエスト募集中

ご希望の本がありましたら、図書館に置いてあるリクエストカードにご記入ください。



令和7年春の交通安全県民運動が実施されます。

期間：4月6日（日）から4月15日（火）までの10日間
※4月10日（木）は全国一斉の交通事故死ゼロを目指す日です。



運動の重点

- (1) こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
- (2) 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の推進
- (3) 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

★駐在所から村民の皆様へ

春の交通安全県民運動が実施される4月中は、県下全域で交通指導取締りが強化されます。シートベルトやチャイルドシートの正しい着用を心がけ、特に、**【速度超過】【一時不停止】【歩行者妨害】【信号無視】【携帯電話のながら運転】**等の違反をしないよう安全運転をお願いします。

悪質なりフォーム業者に注意しましょう



全国的に、《匿名流動型犯罪グループ》などによる、必要のない屋根瓦の補修工事や給湯器の交換、水道工事、分電盤の交換など、不安をあおったり虚言を用いて工事契約を締結させ、法外な代金を請求される事案が多発しています。

そもそも、事前の約束なしにセールスに来る業者には対応しないことが一番です。

絶対に業者の話を鵜呑みにして、その場で契約書にサインせずに契約する前に家族や知人、警察に相談してください。

偽（にせ）警察官が登場する詐欺に注意！！

詐欺の犯人が警察官になりすまして、電話で、

- あなたの逮捕状が出ている。
- 捕まえた犯人があなた名義の預金通帳を持っていた。
- あなた、犯罪に加担していますよ。
このままだと逮捕されることになりますよ。
- あなたは、「どこの口座」をもっていますか？
- 捜査は秘密で行われている。絶対に誰にも言ってはいけない。
- お金は一時的に預かるだけで、捜査が終われば返金する。
- 誰かにこの話をすれば逮捕する。

等と言い、お金を騙し取ろうとする詐欺事件が発生しています。

本物の警察官は、こんなことは絶対に言いません。

このような電話がかかってきたら、相手の所属（〇〇警察署〇〇課）、名前、連絡先を聞き、一旦電話を切って、駐在所若しくは宇陀警察庁舎（0745-82-0110）に問い合わせてください。



姫石の湯



営業時間
11:00~20:00
(19:30受付終了)
☎0745-95-2641
音声ガイダンス「2」を
選択してください。

4月の特別営業のお知らせ

4月29日(火)は昭和の日
で祝日のため、姫石の湯、街
道市場みつえは、「特別営業」
させていただきます。皆様お
誘いあわせお越しください。
スタッフ一同心よりお待ち
たしております。



特別風呂

毎週月曜日は特別風呂の日
4月は「桜の香湯」
日本を代表する桜をイメー
ジしたやさしい香りのお風呂
です。春の訪れを感じながら
香りに癒されます。



毎月26日は『風呂の日』

ご入浴の際に
「姫石ポイントカード」に
2倍押しします！
4月は26日(土)です。
※26日が定休日の場合は翌日
に振替となります。



村民向け入浴優待料金

御杖村の制度として、村民
限定料金にて姫石の湯をご利

姫石ポイントカードは
10ポイントで次回無料ご
招待。
20ポイントでさらに、次
回無料ご招待と、いつで
も使える「入浴招待券」
1枚進呈いたします。

用いただけます。
《ご優待料金》
大人300円
中学生未満のお子様は無料
ご利用にあたりましてはフロ
ントにてお問合せください。

※ご注意ください

御杖村に住民票がある方が
対象の村の制度となっております。

入学、就職等、春は転出が多
いシーズンですが、転出された
場合、この制度はご利用いた
けなくなります。

カードをお持ちの方は転出の
際、姫石の湯にもご連絡をお願
いします。

制度の趣旨をご理解いただ
ければ幸いです。

よろしくお願いいたします。



御杖村のつえみちゃん

日	男湯	女湯	姫石の湯
1(火)	石風呂	木風呂	定休日
2(水)	石風呂	木風呂	◇
3(木)	木風呂	石風呂	◎
4(金)	石風呂	木風呂	
5(土)	木風呂	石風呂	
6(日)	石風呂	木風呂	●
7(月)	木風呂	石風呂	
8(火)	木風呂	石風呂	定休日
9(水)	木風呂	石風呂	◇
10(木)	石風呂	木風呂	◎
11(金)	木風呂	石風呂	
12(土)	石風呂	木風呂	
13(日)	木風呂	石風呂	●
14(月)	石風呂	木風呂	
15(火)	石風呂	木風呂	定休日
16(水)	石風呂	木風呂	◇
17(木)	木風呂	石風呂	◎
18(金)	石風呂	木風呂	
19(土)	木風呂	石風呂	
20(日)	石風呂	木風呂	●
21(月)	木風呂	石風呂	
22(火)	石風呂	木風呂	定休日
23(水)	木風呂	石風呂	◇
24(木)	石風呂	木風呂	◎
25(金)	木風呂	石風呂	
26(土)	石風呂	木風呂	「風呂の日」
27(日)	木風呂	石風呂	
28(月)	石風呂	木風呂	●
29(火)	木風呂	石風呂	昭和の日 特別営業
30(水)	石風呂	木風呂	◇

●…特別風呂 ◇…お隣町村感謝デー ◎…シルバーデー

※「姫石の湯バス」については、温泉へお問い合わせください。☎0745-95-2641

温泉カレンダー 4月

NEWS 1

人事異動

村では、新年度に向けて職員の人事異動を4月1日付で発令しました。

※青色は異動職員、赤色は新規採用職員、緑色は再任用職員、()は会計年度任用職員

所属課	課長・主幹	課長補佐	課員
議会議務局	局長 森本 成則		
総務課	課長 今井 智	川上 暢子	仲 敬子 竹村 信樹 箸中 駿 森田 ななみ 徳田 光昭 阪口 浩信 鈴木 徳宏 小田 勝稔
政策推進課	課長 古谷 匡敏		大西 聡史 盛岡 奏太
出納室	会計管理者 松本 慶一		平田 美緒
産業建設課	課長 中村 康幸 主幹 菊山 大介	青海 昌睦	古谷 智士 横山 友希 横川 隼也 上原 知也
むらづくり振興課	課長 片岡 保昌	小森 裕介	平田 瑞樹 河端 作弥 掛川 はる菜 (木村 由紀) (錦 麻見子)
住民生活課	課長 仲子 雄史	平田 悦久 菊山 ケイ子	大平 拓磨 鈴木 健司 河合 由希乃 (令和6年10月採用) 勝岡 翔子 (令和6年9月採用) 田合 綾
保健福祉課	課長 川上 隆二 (診療所事務長兼務)	中嶋 和範 峯 直美 坂井 由香理 (保育所)	古谷 静香 北見 明日未 寺本 貴輝 西窪 祐平 森田 多美子 下村 尚子 今西 嘉博 竹之内 麻記 鎌塚 滉瑠
国保診療所	所長 竹田 啓		長山 理佳 葛本 有利 (嶋 麻佑)
教育委員会	次長 古谷 依子	登 隆太郎	福岡 裕起 吉澤 さくら (板谷 なおみ)

出向及び退職等

東宇陀環境衛生組合	古谷 嘉章
退職	棚田 直人 佐藤 誠祐 出上 大貴

NEWS 2

第20回市町村対抗子ども駅伝大会が行われました。

第20回市町村対抗子ども駅伝大会が3月8日(土)、橿原市の橿原運動公園で行われました。児童数の減少に伴いチーム編成をすることが難しくなっている中、今回は計9名(男子1名、女子8名)が集まり、1月中旬より放課後練習を重ねてきました。

オープン参加を含む県下37市町村の代表チームが参加した本大会は、男女混合全6区間(1区間1,630m 総距離9,780m)で争われました。優勝は王寺町代表チーム、御杖村代表チームのタイムは4分48秒で総合34位でした。

チームがひとつとなって襷をゴールへつないだ御杖村代表チームは、前回大会の4分36秒の記録を更新しステップアップ賞を受賞しました。

また、駅伝大会終了後のタイムトライアルレースに参加した2人の児童たちも日々の練習以上の成績をおさめました。

御杖村体育協会では、県内の子どもたちの体力向上と連帯感の育成を目標とするこの大会の趣旨に賛同し、今後も学校と協力を図りながら、選手のサポートを行っていきたくと考えています。



御杖村
代表
チーム

【6年生】岡田 有華、竹之内 姫音、
田中 裕海、山本 堇

【4年生】岡田 有希、木村 泉葵、竹之内 叶恋、
田中 想真、谷尾 日菜子

